

2022年3月23日

サービス約款改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

下記の対象サービスをご利用のお客さまに、約款の改定についてお知らせいたします。
変更点は次ページ以降に記載をしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■改定対象約款

・EneWings モバイルサービス契約約款

■新約款の適用日

2022年4月1日（金）

■新約款との対照表（変更点一覧）

次ページ以降をご確認ください。

■約款

<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

以上

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
ソリューション営業部 TEL 050-8201-1425

『EneWings モバイルサービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
<p>別記 20 カスタマコントロールの提供</p>	<p>(1) 当社は、契約者（V-LANモバイル リモートアクセスサービスに係るものに限ります。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、カスタマコントロール（その契約者の設備を使用して当社の電気通信設備における各種設定等（料金表第1表（料金）第3（付加機能利用料）に規定するRADIUS認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、端末固有番号認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスの利用、廃止若しくは設定の変更等又はa u回線等に係る端末設備の電話番号の設定等をいいます。）を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。</p> <p>ただし、契約者（V-LANモバイル リモートアクセスサービスに係るものに限ります。）は、当該請求（タイプB及びタイプD（帯域確保）に係る契約者については、マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限ります。）を要しません。</p>	<p>(1) 当社は、契約者（V-LANモバイル リモートアクセスサービスに係るものに限ります。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、カスタマコントロール（その契約者の設備を使用して当社の電気通信設備における各種設定等（料金表第1表（料金）第3（付加機能利用料）に規定するRADIUS認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、端末固有番号認証接続サービスの利用、廃止若しくは設定の変更等又はa u回線等に係る端末設備の電話番号の設定等をいいます。）を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。</p>	<p>EneWings モバイルタイプA およびマトリックスパスワード認証接続サービス提供終了のため</p>

<p>料金表 通則 3 (2)の 2</p>	<p>V-LANモバイル リモートアクセスサービスのタイプA、タイプD（ベストエフォート）、タイプE（ベストエフォート）又は料金表第1表（料金）第3（付加機能利用料）に規定するRADIUS認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、端末固有番号認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスの場合</p>	<p>V-LANモバイル リモートアクセスサービスのタイプD（ベストエフォート）、タイプE（ベストエフォート）又は料金表第1表（料金）第3（付加機能利用料）に規定するRADIUS認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、端末固有番号認証接続サービスの場合</p>	<p>EneWings モバイルタイプA およびマトリックスパスワード認証接続サービス提供終了のため</p>
<p>第1表 第1 1適用 (2)</p>	<p>区分：タイプA 内容：最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもので、割り当てられているユーザIDの数に応じて基本使用料を定めるもの</p>	<p>削除</p>	
<p>第1表 第1 1適用 (2)</p>	<p>イ IPアドレス等による区別 6 本表の当社指定型IPアドレス単位が/27のものは、タイプA、タイプB、タイプD（ベストエフォート）又はタイプD（帯域確保）のものに限ります。</p>	<p>イ IPアドレス等による区別 6 本表の当社指定型IPアドレス単位が/27のものは、タイプB、タイプD（ベストエフォート）又はタイプD（帯域確保）のものに限ります。</p>	
<p>第1表 第1 1適用 (3)</p>	<p>(ウ) ユーザIDの数に応じた加算額の算定 タイプA、タイプD（ベストエフォート）又はタイプE（ベストエフォート）に係るユーザIDの数が1を超える場合に、ユーザID（1を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。</p>	<p>(ウ) ユーザIDの数に応じた加算額の算定 タイプD（ベストエフォート）又はタイプE（ベストエフォート）に係るユーザIDの数が1を超える場合に、ユーザID（1を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。</p>	
<p>第1表 第1 2 料金 額 (3) ア</p>	<p>① タイプAのもの 区分：10Mb/s ベストエフォート 料金額：500円</p>	<p>削除</p>	

<p>第1表 第3 (1)</p>	<p>ユーザ ID 認証サービス</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザ ID の数が料金月において最大とただし、契約者（タイプ A、タイプ D（ベストエフォート）又はタイプ E（ベストエフォート）のものに限ります。）は、第 21 条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p>	<p>ユーザ ID 認証サービス</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザ ID の数が料金月において最大とただし、契約者（タイプ D（ベストエフォート）又はタイプ E（ベストエフォート）のものに限ります。）は、第 21 条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p>	<p>EneWings モバイルタイプ A およびマトリックスパスワード認証接続サービス提供終了のため</p>
<p>第1表 第3 (1)</p>	<p>ユーザ ID 認証サービス</p> <p>4 本サービスに係る契約者は、この表に規定するマトリックスパスワード認証接続サービスを利用することはできません。</p>	<p>削除</p>	
<p>第1表 第3 (1)</p>	<p>端末番号認証接続サービス</p> <p>1 本サービスは、契約者（カスタマコントロールの利用に係るものに限ります。）に限り提供します。この場合、上表の規定にかかわらず、契約者（タイプ A、タイプ D（ベストエフォート）又はタイプ E（ベストエフォート）に係るものに限ります。）は、本サービスの利用の請求を要しません。</p>	<p>端末番号認証接続サービス</p> <p>1 本サービスは、契約者（カスタマコントロールの利用に係るものに限ります。）に限り提供します。この場合、上表の規定にかかわらず、契約者（タイプ D（ベストエフォート）又はタイプ E（ベストエフォート）に係るものに限ります。）は、本サービスの利用の請求を要しません。</p>	

<p>第1表 第3 (1)</p>	<p>端末番号認証接続サービス</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、契約者（タイプA、タイプD（ベストエフォート）又はタイプE（ベストエフォート）に係るのものに限ります。）は、第21条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p>	<p>端末番号認証接続サービス</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、契約者（タイプD（ベストエフォート）又はタイプE（ベストエフォート）に係るのものに限ります。）は、第21条（基本使用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p>	
<p>第1表 第3 (1)</p>	<p>マトリックスパスワード認証接続サービス</p> <p>本サービスの利用の請求をした契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びマトリックスパスワードを当社が認証することにより通信を行うことができるようにするサービス</p> <p>1のユーザIDごとに月額 200円（220円）</p> <p>1 本サービスは、契約者（タイプB及びタイプD（帯域確保）に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>2 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>3 当社は、1のユーザIDに対応するマトリックスパスワードの情報を当社の認証装置に登録します。</p> <p>4 本サービスに係る契約者は、端末番号認証接続サービスを利用することはできません。</p>	<p>削除</p>	<p>EneWings モバイルタイプA およびマトリックスパスワード認証接続サービス提供終了のため</p>

<p>第3表 第1 1 (1)</p>	<p>1 契約者（タイプA、タイプD（ベストエフォート）又はタイプE（ベストエフォート）に係るものに限り。）は、別記20の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る料金の支払いを要しません。</p> <p>2 契約者（タイプB及びタイプD（帯域確保）に係るものに限り。）は、別記20の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る料金（マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限り。）の支払いを要しません。</p>	<p>1 契約者（タイプD（ベストエフォート）又はタイプE（ベストエフォート）に係るものに限り。）は、別記20の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る料金の支払いを要しません。</p> <p>2 削除</p>	<p>EneWings モバイルタイプA およびマトリックスパスワード認証接続サービス提供終了のため</p>
<p>第3表 第1 2 (1)</p>	<p>イ 工事に関する費用の適用除外 契約者（タイプB及びタイプD（帯域確保）に係る者に限り。）は、別記20の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る工事に関する費用（マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限り。）の支払いを要しません。</p>	<p>イ 削除</p>	